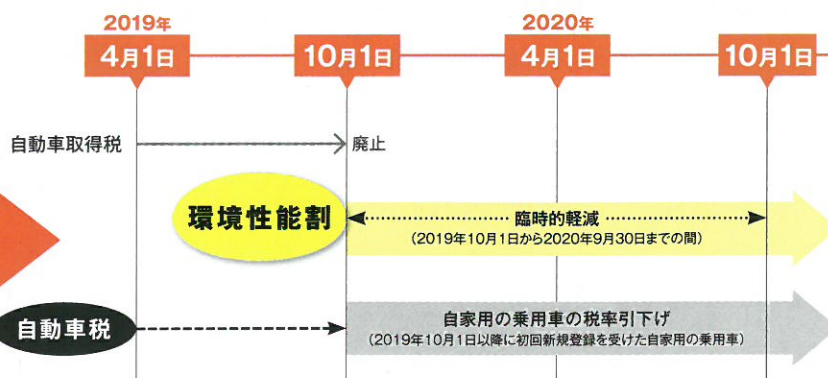


これなら  
ひとめで  
わかりやすいな!

## 自動車の税は、このように変わります



新しくなる自動車税の  
スケジュールじゃ!

そのほかにも!



## 4 特例措置が見直されます

2019年  
4月から  
9月まで

### 自動車取得税のエコカー減税の見直し

2019年4月1日から同年9月30日までの間に購入される乗用車(登録車・軽自動車)及びトラック・バスについて、自動車の燃費性能等に応じて、購入時に課税される自動車取得税の税率を軽減するエコカー減税の軽減割合等が見直されました。

※2019年10月1日から自動車取得税が廃止されます。  
※上記以外に、自動車重量税のエコカー減税について見直しがあります。

2021年  
4月以降

### グリーン化特例(軽課)の見直し

消費税率引上げに配慮し特例が延長された後、2021年度及び2022年度に購入される自家用の乗用車(登録車・軽自動車)について、自動車の燃費性能等に応じて、購入した翌年度に課税される自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。



●詳しくは、お住まいの都道府県の自動車税担当にお問い合わせください。●このリーフレットの内容は、2019年4月1日現在の法令に基づいたものです。